

項 目	内 容
職 名	① 専門調査員 ② 調査員（ともに非常勤職員）
勤 務 先	厚生労働省関東信越厚生局東京年金審査分室
勤 務 地	新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル21階
募 集 人 員	東京年金審査分室： 1名程度
職 務 内 容	<p>年金記録の訂正請求に関する業務 （専門調査員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金記録訂正の請求人と直接面談等を行い主張内容の明確化を行うこと、同請求に係る事業所の事業主その他同僚等から事情を聴取し調書を作成すること、及び金融機関、税務当局等関係機関に対して保険料納付に係る事実関係の調査を行うこと。 ・地方年金記録訂正審議会に諮問する調書等の作成を行うこと、及び同審議会における諮問内容の説明の補助を行うこと。 ・年金記録訂正の請求人等からの苦情相談の対応を行うこと。 ・組織内の職員の事務補助及び調査員の指導を行うこと。 <p>（調査員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金記録訂正の請求人と直接面談等を行い主張内容の明確化を行うこと、同請求に係る事業所の事業主その他同僚等から事情を聴取し調書を作成すること、及び金融機関、税務当局等関係機関に対して保険料納付に係る事実関係の調査を行うこと。 ・地方年金記録訂正審議会に諮問する調書等の作成を行うこと、及び同審議会における諮問内容の説明の補助を行うこと。 ・年金記録訂正の請求人等からの相談の対応を行うこと。
応 募 資 格	<p>（専門調査員） 次の①、②、③のいずれかに該当する者</p> <p>①民間における企業体、団体等、又は公務部門の職員としての在職期間を14年以上有し、かつ、その在職期間の職務経験が、専門調査員としての職務に直接役立つと認められる者（人事労務実務、企業等の厚生年金・厚生年金基金実務、市町村の国民年金実務など）</p> <p>②社会保険労務士資格を有し、社会保険労務士法に定める社会保険労務士の業務のうち社会保険諸法令に係る業務経験を7年以上有する者</p> <p>③総務省年金記録確認第三者委員会事務室等において、調査員として7年以上の実務経験を有する者</p> <p>（調査員） 民間における企業体、団体等、又は公務部門の職員としての在職期間を7年以上有し、かつ、その在職期間の職務経験が、調査員としての職務に直接役立つと認められる者（人事労務実務、企業等の厚生年金・厚生年金基金実務、市町村の国民年金実務など）</p>
採用予定期間	令和8年7月1日～令和9年3月31日
勤 務 時 間	8時30分～17時15分（昼休み12時00分～13時00分）
勤 務 日	週5日（休日は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始）
給 与	<ul style="list-style-type: none"> ・日額（専門調査員）15,790円～18,460円 （調査員）13,830円～15,940円 ・その他、賞与・通勤手当支給（当局規定による）、退職手当制度あり（国家公務員退職手当法による）、社会保険加入
応 募 方 法	・履歴書及び身上申立書（必ず、指定の様式〈ホームページからダウンロード〉を使用すること。）、社会保険労務士資格を有する方は合格証書又は社会保険

	<p>労務士証票の写しを令和8年5月12日（火）必着で下記応募先まで郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類選考の上、結果を通知します。書類選考合格者には面接試験の日時・面接場所等をご連絡いたします。 ・なお、可否にかかわらず、送付いただいた履歴書及び身上申立書等は返送いたしませんので、ご了承ください。 ・応募の際は、封筒に「専門調査員または調査員応募」と朱書きしてください。 ・<u>応募者多数の場合、応募を締め切る場合があります。</u> ・募集内容に関するお問い合わせは、下記連絡先までご連絡ください。
<p>応 募 先 及 び 連 絡 先</p>	<p>東京年金審査分室 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル21階 ☎03-6863-3778 募集担当（三星：みつぼし・田所：たどころ）</p>